

森林整備業務入札参加技術要件事務取扱要領

森林整備業務入札参加技術要件事務取扱要領を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、県が発注する森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地ごしらえ、植栽、除伐、本数調整伐、下刈等及びこれらに付帯する軽易な業務（以下「森林整備業務」という。）における競争入札に参加するものに必要な技術要件（以下「技術要件」という。）、その他必要な事項について定めるものとする。

(技術要件)

第2条 技術要件は森林整備業務の入札参加者のうち、森林整備業務取扱要綱第7条（技術要件）に規定する技術職員及び作業職員の要件を満たす者でなければならない。

(技術要件の確認等)

第3条 森林整備業務の入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）の技術要件については、別途定められた様式により入札参加希望者が提出するものとし、内容の確認は、広島県契約規則第2条第1項に定める契約担当職員が行うものとする。

2 技術要件の確認に必要な書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(技術要件確認書類)

第4条 森林整備業務の入札参加希望者は、一般競争入札事務処理要領第8項第1号に規定する入札参加資格確認申請書に次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて提出するものとする。ただし、森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領第3条の規定により、農林水産局森林保全課で実施する事前審査において、技術要件事前審査合格証の交付を受けた者に関しては、合格証の写しの提出をもって添付書類に代えることができる。

(1) 作業職員に関すること

作業（技術）職員名簿（様式第1号）

(2) 森林整備業務取扱要綱第7条（技術職員）に規定する実務経験を有する者に該当する技術職員に関すること

実務経験証明書（様式第2号）

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、森林整備業務の入札参加技術要件の確認に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から改正する。

この要領は、平成21年4月1日から改正する。

この要領は、平成21年7月1日から改正する。

この要領は、平成23年4月1日から改正する。

この要領は、平成24年4月1日から改正する。

様式一覧表

技術要件申請に係る様式		添付書類
様式第1号	作業(技術)職員名簿	該当する資格の合格証等の写し 個々に雇用関係がわかるもの(雇用保険等)
様式第2号	実務経験(技術職員)証明書	

入札参加資格申請に係る技術要件審査関係書類一覧

様式番号	様 式 名	コピーの可否																			
第 2 号	入札参加資格確認申請書 (一般競争入札事務処理要領第 8 項第 1 号)	否																			
第 1 号	作業(技術)職員名簿	可																			
添 付 書 類	技術職員資格(次のいずれか1つ以上)	可																			
	○技術士(森林部門) 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)ア】 ・技術士(森林部門) 二次試験合格証の写し																				
	○林業技士 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)イ】 ・林業技士登録証の写し																				
	○林業普及指導員(林業改良指導員) 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)ウ】 ・林業普及指導員(林業改良指導員) 資格合格通知書の写し																				
	○広島県林業作業士(グリーンワーカー) 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)エ】 ・広島県林業作業士(グリーンワーカー) 認定書の写し																				
	○フォレストマネージャー等研修修了者 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)オ】 ・フォレストマネージャー等登録証の写し																				
	○林業就業者リーダー養成研修等 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)カ】 ・表 1 及び表 2 の交付資格の全ての写し 表 1 (林業就業者リーダー養成研修)																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>根拠法令</th> <th>交付資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両系建設機械運転技能研修(整地, 運搬, 積込み用及び掘削用)</td> <td>技能講習(労安法76条)</td> <td>技能講習修了証</td> </tr> <tr> <td>玉掛け技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン運転技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>高性能林業機械オペレーター養成研修</td> <td></td> <td style="text-align: center;">研修修了証</td> </tr> <tr> <td>林業専門研修</td> <td></td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table>		研修項目	根拠法令	交付資格	車両系建設機械運転技能研修(整地, 運搬, 積込み用及び掘削用)	技能講習(労安法76条)	技能講習修了証	玉掛け技能研修	〃	〃	小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃	高性能林業機械オペレーター養成研修		研修修了証	林業専門研修		〃	
	研修項目		根拠法令	交付資格																	
	車両系建設機械運転技能研修(整地, 運搬, 積込み用及び掘削用)		技能講習(労安法76条)	技能講習修了証																	
玉掛け技能研修	〃	〃																			
小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃																			
高性能林業機械オペレーター養成研修		研修修了証																			
林業専門研修		〃																			
※林業就業者リーダー養成研修は地域林業労働の基幹的役割を担うものに対し、中核的な担い手育成を目的に実施するため、林業の認定事業主に雇用されているものが受講対象者となっています。																					
表 2 (特別教育研修)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>根拠法令</th> <th>交付資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伐木等の業務に係る特別教育研修</td> <td>特別教育(労安法59条, 労安規則36条8及び8の2項)</td> <td>特別教育修了証(労安規則36条8又は8の2項)</td> </tr> </tbody> </table>	研修項目	根拠法令	交付資格	伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育(労安法59条, 労安規則36条8及び8の2項)	特別教育修了証(労安規則36条8又は8の2項)															
研修項目	根拠法令	交付資格																			
伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育(労安法59条, 労安規則36条8及び8の2項)	特別教育修了証(労安規則36条8又は8の2項)																			
○土木又は造園施工管理技士等 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)キ】 ・土木又は造園施工管理技士の合格証の写し及び表 3 の交付資格の全ての写し 表 3																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修項目</th> <th>根拠法令</th> <th>交付資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業一般研修</td> <td>広島県林業一般研修運営要綱</td> <td style="text-align: center;">研修修了証</td> </tr> <tr> <td>伐木等の業務に係る特別教育研修</td> <td>特別教育(労安法59条, 労安規則36条8及び8の2項)</td> <td>特別教育修了証(労安規則36条8又は8の2項)</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械運転技能研修(整地, 運搬, 積込み用及び掘削用)</td> <td>技能講習(労安法76条)</td> <td style="text-align: center;">技能講習修了証</td> </tr> <tr> <td>玉掛け技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン運転技能研修</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> <tr> <td>フォークリフト運転技能講習</td> <td style="text-align: center;">〃</td> <td style="text-align: center;">〃</td> </tr> </tbody> </table>	研修項目	根拠法令	交付資格	林業一般研修	広島県林業一般研修運営要綱	研修修了証	伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育(労安法59条, 労安規則36条8及び8の2項)	特別教育修了証(労安規則36条8又は8の2項)	車両系建設機械運転技能研修(整地, 運搬, 積込み用及び掘削用)	技能講習(労安法76条)	技能講習修了証	玉掛け技能研修	〃	〃	小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃	フォークリフト運転技能講習	〃	〃
研修項目	根拠法令	交付資格																			
林業一般研修	広島県林業一般研修運営要綱	研修修了証																			
伐木等の業務に係る特別教育研修	特別教育(労安法59条, 労安規則36条8及び8の2項)	特別教育修了証(労安規則36条8又は8の2項)																			
車両系建設機械運転技能研修(整地, 運搬, 積込み用及び掘削用)	技能講習(労安法76条)	技能講習修了証																			
玉掛け技能研修	〃	〃																			
小型移動式クレーン運転技能研修	〃	〃																			
フォークリフト運転技能講習	〃	〃																			
○実務経験(技術職員)証明書(様式第 2 号) 【森林整備業務取扱要綱第 7 条第 1 項(1)ク】	否																				
作業職員資格(常時 5 人以上(技術職員含む))	可																				
○伐木等の業務に係る特別教育研修 ・伐木等の業務に係る特別教育修了証の写し(4人以上)																					
全ての作業(技術)職員	可																				
・雇用保険の被保険者資格取得確認通知書, 健康保険, 厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書, 賃金台帳 等																					

技術要件事前審査合格証の交付を受けた者に必要な書類

様式 番号	式 名	コピーの 可否
第 2 号	入札参加資格確認申請書 (一般競争入札事務処理要領第 8 項第 1 号)	否
第 4 号	技術要件事前審査合格証 (森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領第 5 条)	可

商号又は名称

区分	氏名	年齢	作業職員							森林整備業務取扱要綱第7条第1項(2)		
			技術職員									
			森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)									
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク		
			技術士（森林部門）	林業技士	林業普及指導員及び林業改良指導員	広島県林業作業士（グリーンワーカー）	フォレストマネージャー等研修	林業就労者リーダー養成研修等	土木又は造園施工管理技士等	実務経験年数	伐木等の業務に係る特別教育修了者	
作業職員	技術職員											
		計	人									人
	技術職員以外			/								
	計	人									人	
合計		人										人

6

- 注) 1 資格・教育は該当欄に○を記入し、合格証等の写しを添付すること。
 2 「技術職員」欄について、1人で複数の資格を有する場合は、そのうち主な資格1つを記入すること。
 3 森林整備業務取扱要綱第7条第1項(1)クに該当する者については、様式第3号を併せて提出すること。
 4 様式第2号「実務経験（技術職員）証明書」と整合させるものとする。欄が不足する場合は別葉とする。
 5 別途、個々に技術職員・作業職員との雇用関係が確認できる雇用保険等の確認書類等を添付すること。

備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

実務経験（技術職員）証明書

広島県が発注する森林整備業務の競争入札参加技術要件に必要な実務経験については、次のとおり事実と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

（証明者）

〒

住所

商号又は名称

代表者・氏名

電話番号・FAX 番号

印

ふりがな 氏 名			証明者と被証明 者との関係
生年月日	S・H 年 月 日（ 歳）		
連絡先	住所： 電話：		
実務経験	勤務期間	勤務先	実務経験内容
	S・H 年 月～ 年 月		
	S・H 年 月～ 年 月		
	S・H 年 月～ 年 月		
	S・H 年 月～ 年 月		
	S・H 年 月～ 年 月		
	S・H 年 月～ 年 月		
	S・H 年 月～ 年 月		
	S・H 年 月～ 年 月		
	合計	年	

- 注) 1 証明者は会社又は森林組合等としてください。
 2 技術職員毎に別葉で作成してください。
 3 実務経験内容欄には実務経験（森林整備に係るものに限る。）の内容（例：
 治山事業、造林事業など）を記入する。
 4 実務経験については、土木工事等の支障木伐採作業に係るものは対象外です。

備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

(別記様式第2号)

入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(契 約 担 当 職 員)

様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(担 当 者)

(電 話 番 号)

(F A X 番 号)

平成 年 月 日付で公告のあった次の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、入札参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業 務 名 :

2 添付書類 (有 ・ 無)

添付書類有の場合、書類名を記入

--

技術要件事前審査合格証

平成〇〇年 〇月〇〇日

〇 〇 会社
代表取締役 〇〇 〇 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
(農林水産局森林保全課)

貴社が、平成〇〇年 〇月〇〇日付けで申請した競争入札参加技術要件事前審査申請書及び関係書類について、入札に参加する者に必要な技術要件を満たしていると認められます。

なお、この合格証は県が発注する森林整備業務の入札に係るもののみ有効です。また、この合格証の有効期間は平成〇〇年 〇月〇〇日から平成〇〇年 3月31日まで有効とします。

1 作業(技術)職員認定者 〇 人
(うち伐木等の業務に係る特別教育修了者 〇 人)